

## 交通局嘱託員に係る未払賃金等請求訴訟の和解後の協議状況について

### 1 事件（第一次訴訟）の概要

#### （1）一審について（福岡地方裁判所）

- 原 告 北九州市交通局嘱託員 14 名（退職者を含む） 被告 北九州市
- 提 訴 日 平成 24 年 6 月 11 日（請求期間；平成 22 年 1 月～平成 23 年 12 月）
- 判 決 日 平成 27 年 5 月 20 日
- 訴訟内容

転回場所（路線バスが終点から新たに始点として出発するまで待機する場所）における調整時間のうち、交通局が休憩時間としている「待機時間」について、実情は全て労働時間であるとして、その未払賃金及び利息等の支払いを求めたもの。

- 判決内容

原告請求のとおり、合計 1,241 万円（1 人当たり約 36 万円～120 万円）の金員及び年 5 分の割合による金員を支払うこと。

#### （2）二審について（福岡高等裁判所）

- 控訴の提起 平成 27 年 6 月 2 日議決
- 控 訴 日 平成 27 年 6 月 2 日
- 和解勧告日 平成 27 年 11 月 13 日
- 控訴審裁判所の所見

当事者双方は、待機時間が労働時間と休憩時間との双方の性格を有する特殊なものであり、原判決（一審の判決）の指摘した問題点を踏まえ、労使が待機時間の取扱いについて協議し、合意することが、本件労使紛争の適切な解決に資する。

- 和解条項の概要

- ① 控訴人（市）は、待機時間が労働時間と休憩時間との双方の性格を有する特殊なものであるとの控訴審裁判所の所見を踏まえ、改めて待機時間中の業務の発生状況についての実態の把握に努め、待機時間の取扱いにつき原審の指摘する問題点のほか、市民の要望や嘱託職員の労働環境も考慮しつつ、その改善を速やかに図るものとする。
- ② 控訴人は、和解成立後 1 か月以内に、被控訴人らを対象として、待機時間の取扱いについての協議を開始する。
- ③ 控訴人は、被控訴人ら（交通局嘱託運転者等 14 人）に対し、解決金合計 886 万円（1 審認容額元本に利息 2 割を加算したものの 6 割を目安とした金額）を支払う。

- 和解議案議決 平成 28 年 3 月 11 日
- 和 解 成 立 平成 28 年 3 月 25 日
- 解決金の支払い 平成 28 年 4 月 25 日

## 2 和解後の協議の状況

### (1) 和解後の協議について（平成 28 年 4 月～同年 7 月）

- ・ 和解成立翌月の平成 28 年 4 月から和解後の協議を開始し、平成 28 年 7 月までに計 3 回行った。
- ・ 交通局は、控訴審裁判所が示した「待機時間は労働時間と休憩時間との双方の性格を有する特殊なものである」との所見を踏まえ、待機手当を増額するなどの改善案を提示。
- ・ これに対し、原告側は「待機時間は原則、労働時間である」との主張を変えず、合意に至らなかった。

### (2) 代理人協議について（平成 28 年 8 月～平成 29 年 6 月）

- ・ 新たに提訴された裁判（以下、第二次訴訟という。）の第 4 回口頭弁論（平成 28 年 8 月 24 日）終了後、裁判官からの呼びかけで
  - ① 双方の代理人弁護士が第一次訴訟と同じであること
  - ② 第一次訴訟同様、待機時間の取扱いが争点であることから、裁判官立会いの元、第二次訴訟に合わせて第一次訴訟和解後の協議を双方代理人で協議することとなった。
- ・ 平成 28 年 8 月 24 日から平成 29 年 6 月 21 日までの間、計 6 回の代理人協議が行われたが、協議は不調に終わり、第二次訴訟の審理が平成 29 年 9 月 6 日に再開された。

### (3) 和解後の協議について（平成 29 年 7 月以降）

- ・ 代理人協議が不調となったため、今後の和解後の協議の進め方について第一次訴訟の原告側と調整を行い、協議再開を決定。平成 30 年 2 月 16 日に 4 回目の協議を行った。
- ・ 現在、交通局が新たに提示した改善案について原告側が検討している状況。
- ・ 今後も協議が成立するよう、誠意をもって対応していく。

#### [参考] 第二次訴訟について

- 当事者 原告；北九州市交通局嘱託員等 26 名（平成 29 年 11 月 30 日現在）  
被告；北九州市
- 提訴日 平成 27 年 12 月 22 日（平成 28 年 8 月 10 日までに、4 件追加訴訟）
- 請求期間 最長、平成 25 年 6 月～平成 29 年 6 月（4 年 1 か月）
- 訴訟内容 第一次訴訟と同主旨で未払賃金及び利息等の支払いを求めたもの。  
請求期間の拡張分を含む請求額は 37,514,607 円（年 5 % の利息、訴訟印紙代等も併せて請求）